

見守り 新鮮情報

第106号

事例1 実家の両親宅に業者が訪れ、「**地震で瓦が落ちている**ので、修理が必要だ。すぐに**屋根の修理工事**をしたほうがよい」と勧誘し、両親は**契約してしまった**ようだ。**震災に便乗した商法**ではないかと不審に思う。

事例2 「**行政から補助金が出る**」と、**震災後のリフォーム工事**の勧誘が横行しているようだ。近所も液状化現象が起きており、今後補修工事が必要な家はたくさんある。勧誘にのってしまうのではないかと心配だ。

事例3 「北海道産の**カニ**を半額で買わないか、**売上金の一部**を震災の**義援金**にする」との電話勧誘があった。信用できるか。



注意！ 震災に便乗した悪質商法

ひとこと助言

気をつけて！



見守るくん

- 災害時の混乱や、被災者を支援したいという気持ちにつけこんだ便乗商法と疑われる相談が寄せられています。今後被害が広がる可能性がありますので、被害防止のために紹介するものです。
- その場ですぐに契約してはいけません。頼んでもいないのに押しかけてきて、しつこく勧誘する業者には特に注意してください。
- 公的な制度については、業者の説明をうのみにせず、必ず自治体に確認しましょう。
- この他にも、義援金名目の振り込め詐欺にも注意が必要です。
- 被害に遭いそうになったとき、被害に遭ってしまったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。